令和８年１０月２０開催
調　　査

経済福祉常任委員会資料

○調査事件８　クマ対策の取り組み状況について

産　業　課

調査事件８　クマ対策の取り組み状況について

１　近年のヒグマの状況について

近年、ヒグマの行動域の拡大や人慣れした個体の増加等により、市街地への出没事例が全道各地で報告されており、当町においても増加傾向にあり、特に昨年度は市街地で町民がヒグマに襲われて亡くなるという痛ましい事故が発生しております。

今年度の出没状況については、市街地への出没事例はなく、道路横断時の目撃情報が数件にとどまり、昨年度に比べて大幅に減少している状況にあります。ヒグマによる死亡事故は、令和３年度、令和５年度及び令和７年度に発生しており、特に令和７年度の事故は、市街地へ連日出没した後に発生した重大な事案であり、これらの事故は、住民の生命及び身体の安全を脅かす極めて深刻な事態となりました。

このため町では、町民の皆様が安心して暮らせる地域社会の維持に向け、各種のヒグマ対策を積極的に取り組んでおります。

２　当町の捕獲従事者（ハンター）の現状と捕獲実績について

⑴　捕獲従事者の現状

町の有害鳥獣駆除に従事するためには、北海道猟友会松前支部に所属することが必須要件となっており、現在は５人のハンターを委嘱しております。

このうち４人は、北海道からヒグマ捕獲に係る許可を受けており、捕獲活動が可能な状況ですが、しかし、現状は、主にベテランハンター１人が中心でヒグマ対策を行っている状況にあります。

ヒグマ捕獲には、エゾシカの捕獲と異なり多くの経験や技術・知識が必要であり、加えて、山林の地形を熟知し、かつ、危険が伴う現場においてヒグマと対峙する胆力が求められます。

令和８年春からは、ベテランハンターの指導の下、意欲ある若手ハンターへの育成に努めており、ヒグマ捕獲の担い手の確保を図っております。

⑵　捕獲従事者状況と捕獲実績（※捕獲実績は令和７年度の実績。）

区分	年齢	捕獲実績		経験年数	銃の種類
		ヒグマ	エゾシカ		
A	71	24	37	18	ライフル銃
B	62	1	65	11	ライフル銃
C	71	0	14	10	ライフル銃
D	44	0	51	2	ライフル銃
E	38	0	0	0	所持なし

３　ヒグマの出没及び捕獲状況について

町ではヒグマの捕獲基準として、農業被害の発生や人里に近い場所への出没など捕獲が必要と判断した場合、ハンターへ駆除を依頼しております。

なお、直近５か年のヒグマ出没及び捕獲状況は、次のとおりです。

年度	6月	7月	8月	9月	10月	計	捕獲方法		性別	
							銃	箱	雄	雌
R4			3	7		10	2	8	6	4
R5	1	1	1	6	7	16	8	8	10	6
R6	1					1	1		1	
R7	1	3	7	12	2	25	15	10	12	13
R8	2					2	2		1	1

※令和8年度は10月9日現在。

４　ヒグマ対策の取組について

⑴　箱わなの保有及び設置状況

町では、ヒグマ捕獲用の箱わなを６基所有しており、農業被害対策及び市街地への出没抑制対策として、行動経路等の調査結果を踏まえ、ハンターと協議の上で設置場所を選定しております。

令和７年度はヒグマの目撃情報が多く、８月から全６基を活用して対策を講じたことから、前年度に比べ捕獲頭数が大幅に増加しております。

一方、今年度においては、電気柵の設置などの効果もあり、目撃情報やハンターのよる巡視活動においても痕跡が確認されていないため、現時点では、箱わなを設置していない状況にあります。

⑵　電気柵の保有及び設置状況

電気柵の設置については、これまでは主に農業被害の防止を目的とし、町所有の資機材を農業者へ貸与しておりますが、町では、令和７年度に発生したヒグマによる人身事故を受け、国及び北海道の補助制度を活用し、現在は総延長１２．５キロメートル分の電気柵を保有し、月崎・三岳地区などの市街地との境界線や町内墓地公園等に事故防止対策を講じております。

今年度の設置状況は次のとおりです。

①三岳（熊野神社前）から月崎方面の道道まで　約２，５００ｍ

②吉岡温泉裏から美山団地先まで　約３００ｍ

③町内墓地公園（８か所）　約１，６００ｍ　**合計　約４，４００ｍ**

⑶　春期管理捕獲の実施

町では、令和８年春から北海道が実施する春期管理捕獲事業に参加しております。当事業において、ベテランハンターと意欲ある若手ハンターがチームとなり活動を行い、ヒグマの捕獲には至りませんでしたが、活動を通じて若手ハンターがベテランハンターから指導を受けるなど、若手ハンターの育成に繋がっております。

なお、令和８年度末においても、引き続き春期管理捕獲活動を継続して実施する予定となっております。

⑷　緩衝帯及び誘引木の除去

国及び北海道の補助制度を活用し、令和７年度はヒグマの出没が想定される地域において草刈りを実施し、緩衝帯を整備しております。

令和８年度は、緩衝帯の整備に加え、ヒグマを誘引する樹木の伐採も行っております。

今年度の処理状況は、草刈りによる緩衝帯の整備が約２０，０００㎡、誘引木の除去が１か所となっております。

なお、福島町建設協会会員の皆様には、福島川河口付近の草刈りをボランティアで実施していただいております。

⑸　緊急銃猟マニュアルの策定

令和７年９月施行の改正鳥獣保護管理法により、新たに「緊急銃猟」制度が創設されたことから、対応マニュアルの策定が必要となっております。

こうしたことから町では、令和８年６月に「福島町緊急銃猟マニュアル」を策定し、緊急時に職員が迅速かつ適切に対応できるよう体制を整備しております。

また、このマニュアルに基づき、令和８年度は松前警察署、北海道猟友会松前支部並びに福島消防署との合同訓練を実施しており、今後も年２回程度のヒグマ対応訓練を実施することとしております。

⑹　住民周知の方法

令和７年度の事故を踏まえ、町では、町民への情報伝達を迅速に行うため、昼夜を問わず防災無線による周知の徹底を図っております。

なお、「出没場所や危険度が分かりにくい」との意見も寄せられたことから、住民の危険回避行動に繋がる分かりやすい情報発信に努めるとともに、防災無線以外の多様な媒体を活用した情報提供を行ってまいります。

⑺　ハンターの連携協定

現状の限られたハンター体制では、ヒグマ捕獲に対応できるハンターが限られており、市街地への出没が長期化した場合には、捕獲体制の確保が喫緊の課題となっておりました。

こうしたことから、町では体制の強化を図るべく、令和８年７月６日に北海道猟友会松前支部、松前町及び福島町による三者協定を締結しております。なお、本協定は、緊急時におけるヒグマ捕獲活動を円滑に実施し、地域住民の安全確保を図ることを目的として、三者が相互に連携することで迅速なヒグマ捕獲を行うものです。

５　今後のヒグマ対策の在り方について

市街地へのヒグマの出没は、住民の生命かつ安心・安全を脅かす深刻な事態となります。このため、町では、警察署及び猟友会と緊密な連携を図り、福島町緊急銃猟マニュアルに基づき、町民の生命と安全確保に向けて万全を期すため、出没対策の精度を高めることを目的に、年２回の訓練を実施してまいります。

また、環境省の「クマ被害対策パッケージ」で対応策が示されており、短期的な対策として、今年度も既に実施している緩衝帯や電気柵の設置、ゴミなどの誘引物の徹底に加え、河川における樹木伐採などの対策を継続的に北海道に要望してまいります。

なお、町内でヒグマに対応できるハンターの育成には、豊富な経験と十分な知識が求められることから、猟友会及び北海道と連携し、町内で新たなヒグマ対応ができる担い手の確保に努めてまいります。